◇**社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令**（政令第七三号）（厚生労働省）

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係（第一条関係）

社会福祉士試験の受験に係る手数料の額を改定することとした。

二　精神保健福祉士法施行令の一部改正関係（第二条関係）

精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額を改定することとした。

三　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**健康保険法施行令等の一部を改正する政令**（政令第七四号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

七〇歳以上七五歳未満の被保険者等が療養を受けた場合の高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額の経過措置を一年間延長することとした。

二　船員保険法施行令等の一部改正関係（第二条～第五条関係）

船員保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保険法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令について、一に準じた改正を行うこととした。

三　介護保険法施行令の一部改正関係（第六条関係）

介護保険法施行令について、一に準じて、高額医療合算介護サービス費等に関する事項について改正を行うこととした。

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第七五号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　国民健康保険組合に対して国が負担する事務費負担金（介護納付金の納付に係るものを除く。）の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を六五二円から六五一円に引き下げることとした。

2　組合普通調整補助金について、国民健康保険組合の財政調整機能を強化するため、組合別財政力指数の区分を廃止し、組合の財政力に応じて補助することとした。

3　組合特別調整補助金について、災害その他の特別の事情のみを勘案して補助することとした。

4　平成二三年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二三年三月一日から平成二四年二月二九日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定することとするとともに、当該国庫補助金の一部については平成二四年度において補助することとする特例を設けることとした。

二　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を、一、二五二円から一、二五四円に引き上げることとした。

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を二、三三九円から二、三五〇円に引き上げることとした。

2　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、四四二円から一、四五〇円に引き上げることとした。

四　この政令は、公布の日から施行し、平成二三年度に係る負担金等から適用することとした。

◇**平成二十四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令**（政令第七六号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一四六とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の四八とすることとした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う防衛省の職員の給与の特例等に関する政令**（政令第七七号）（防衛省）

1　勤務しない一時間当たりの俸給の減額方法の特例を定めることとした。（第一条関係）

2　平成二四年四月一日において、同日に受けることとなる号俸を一号俸又は二号俸上位の号俸とされる職員の年齢等を定めることとした。（第二条関係）

3　平成二四年四月一日において、号俸の調整を受ける医師又は歯科医師である自衛官であって、最高号俸を超える俸給月額を受けるものについて、当該俸給月額に加える額を定めることとした。（第三条関係）

4　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第一〇条に規定する自衛官及び事務官には、平成二四年九月三〇日までの間、同法第一九条の規定を適用しないこととした。（第四条関係）

5　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。